

結した長期損害保険契約（保険期間が10年以上で、満期返戻金のあるものに限ります。）については、従前の損害保険料控除が適用されます。

控除限度額 1万円

・地震保険と長期損害保険がある場合は、地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計額

控除限度額 2万5千円

※短期損害保険および平成19年1月1日以降に契約締結した長期損害保険に係る保険料については、所得控除の対象外となりました。

【住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）申告のお知らせ】

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居され、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、税源移譲が実施されたことに伴い、平成19年分の所得税からこの控除額全額を控除することができなかつた方は、控除できなかった金額を翌年度の住民税から控除することができますことになりました。

該当する方は、平成20年1月1日現在の住所地の市町村長に、所定の申告書を提出しなければなりません。確定申告をされる方とされ

ない方では、申告書の様式や申告方法が異なりますので、詳しくは市役所または根室税務署にお問い合わせください。

（市役所ロビーに設置）を使用し作成しなければなりません。以前は、市職員が申告書記入を代行する場合もありましたが、国の機関の指導があり、昨年からは申告相談および申告書作成のための指導のみとし、市職員による記入やパソコン入力での代行は一切行いませんのでご留意願います。

①確定申告をされる方

「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告を提出する納税者用）」を確定申告書と併せて提出してください。該当市町村には、税務署から回付されることになっていきます。

②給与収入のみで、年末調整が行われているため確定申告する必要がない方

「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告を提出しない納税者用）」を、該当市町村に提出してください。

・申告期限 平成20年3月17日（期限後に申告書を提出する場合にあつても、平成20年度市・道民税特別徴収税額決定通知書または納税通知書が送達される日までが最終期限となりますのでご注意ください。）

【確定申告書は自書作成】

前記期間中、所得税の確定申告も同時に受け付けますが、確定申告書は申告する方ご自身が記入するか、パソコンの自動申告書等作成システム

【所得変動に伴う住民税の減額申告のお知らせ】

税源移譲により、平成19年度に住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受け、所得税率の変更による税負担の軽減が受けられなかった方は、申告することにより平成19年度の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を減額する軽減措置が設けられております（平成19年度の住民税のみ）。

対象となる方は、平成18年分は所得税が課税される程度の所得があり、平成19年分は所得税額を算出する場合において、所得税が課税されない程度まで所得が減少した平成19年度の住民税の納税義務者の方です。

申告期間は、平成20年7月1日（火）から7月31日（木）までの1カ月間です。

税務署からのお知らせ

確定申告

申告書は自分で作ってお早めに！

＝所得税＝
税務署での申告書受付
2月18日（月）～3月17日（月）

平成19年分の所得税の確定申告の相談および受け付けが始まります。確定申告書は、「前年の申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

▷申告が必要な方

- ①事業をしている方。
- ②土地や家の売却や賃貸収入のある方。
- ③給与収入のある方で、年末調整を行っていない方。
- ④年金収入のある方など。

＝消費税＝

申告期限 3月31日（月）

平成17年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、原則として平成19年分消費税及び地方消費税の申告が必要となります。申告が必要かどうかご不明な方は、お早めに税務署にご相談ください。

自宅が窓口！

e-Tax（国税電子申告・納税システム）

e-Taxとは、インターネットを利用して申告や納税、各種申請・届出などができる便利なサービスです。

- ①ホームページからの簡単申告②最高5千円の税額控除③添付書類が不要④還付がスピーディー

詳しくは、**確定申告**で**検索**を！！

<http://www.nta.go.jp>

問合せ先：根室税務署 ☎(23)3261番